

事業事前評価表

| |
|--|
| 1. 対象事業名 |
| 国名：スリランカ民主社会主義共和国 案件名：貧困緩和地方開発事業 貸付契約調印日：2007年3月28日 承諾金額：4,085百万円 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府(The Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka) |
| 2. 本行が支援することの必要性・妥当性 |
| (1) スリランカにおける貧困及び地方開発の現状と事業の必要性 スリランカにおける地域間格差は年々拡大傾向にある。2002年の統計によると、国全体の貧困率が23%（1990年比3%減）の中、都市部では8%（1990年比8%減）、地方部では25%（1990年比4%減）、プランテーション部では30%（1990年比9%増）と、都市部における貧困率が改善されているのに比べ、地方部及びプランテーション部においては依然として貧困率が高い。また、北・東部地域は2004年12月の津波被害に加え、民族間紛争による社会生活基盤の破壊等が開発の足枷になっている。 都市・地方間ではインフラ整備の格差も顕著であり、所得格差のひとつの要因となっている。道路セクターについては比較的所得水準の高い西部州における道路密度が約1.6km/km ² であるが、貧困率の高い南部州においては約0.5 km/km ² 、ウヴァ州においては約0.2km/km ² と著しく整備率が低い。地方において所得・生活水準の向上による貧困削減を図るためには、道路インフラ整備等を行い、市場、社会サービスへのアクセスを向上させることが必要である。 |
| (2) スリランカ政府の開発政策 スリランカ政府は2015年までに全国の貧困率を13%まで削減することを目標としており（2005年時点）、2005年11月、新政権の基本政策である「マヒンダ・チンタナ」を発表し、その中で地方・農村開発による貧困削減及び地域間格差是正に取り組むことを掲げている。係る背景のもと、同国政府は2005年より、「ガマ・ナグマ（農村開発）」と称する新たな地方開発プログラムを開始し、住民のニーズに基づき、電化、通信網、上水、道路、保健所、保育所、コミュニティ施設の建設等、地方の基礎インフラ整備を行い、貧困緩和、地方開発に取り組むこととしている。 本事業は、「ガマ・ナグマ」同様に、インフラ整備を通じた貧困緩和及び地方開発を目的としており、貧困率、地域バランス等を鑑み対象地域を選定し、さらに、対象州・県・郡・村においてコンサルテーションを行い、地方のニーズ及び優先度に基づいたサブ・プロジェクトの選定を行った。 |
| (3) 本行の援助方針との整合性 我が国の「対スリランカ国別援助計画」（2004年4月）における今後5年間の援助の方向性として、「経済基盤の整備に向けた制度改革と援助」が掲げられており、本事業はこの方針と整合している。また、本行は海外経済協力業務実施方針（2005年～2007年度）において、スリランカ支援の重点分野を「貧困緩和のための経済成長支援」、「平和構築のための民族間・地域間格差の是正」としており、本事業は、開発が遅れている貧困率の高い地方の社会経済インフラの整備を行い、地域間格差の是正の改善を図るものであり、本 |

行の業務実施方針と整合的である。よって、本行が本事業を支援する必要性・妥当性は高い。

3．事業の目的等

本事業は、スリランカの地方部において、国道及び州道の整備等を行うことにより、市場、社会サービス等へのアクセス改善を図り、もって地方開発及び貧困削減に寄与することを目的とする。

4．事業の内容

(1) 対象地域名

ウヴァ州モネラガラ県、バッドゥーラ県、北・東部州アンパラ県及び南部州ハンバントータ県

(2) 事業概要

国道・州道の整備

コンサルティング・サービス（施工監理、事業の実施・モニタリング体制強化等）

(3) 総事業費

5,450 百万円（うち円借款対象額：4,085 百万円）

(4) スケジュール

2007 年 4 月～2009 年 5 月を予定（計 26 ヶ月）

(5) 実施体制

借入人:スリランカ民主社会主義共和国政府

(The Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)

実施機関: 財務計画省 (Ministry of Finance and Planning)

運営・維持管理体制: 州政府等の地方行政機関及び道路開発庁

(6) 環境及び社会面の配慮

環境に対する影響 / 用地取得・住民移転

(a) カテゴリ分類: B

(b) カテゴリ分類の根拠

本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年 4 月制定）に掲げる道路セクターのうち、大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ B に該当する。

(c) 環境許認可

本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は、同国国内法上作成が義務付けられていない。

(d) 汚染対策

サブ・プロジェクトは特段の環境への負の影響は見込まれない小規模事業であるが、工事中は各州政府が必要に応じて適切な汚染対策を実施する。

(e) 自然環境面

本事業は規模も小さく、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域、またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。

(f) 社会環境面

本事業は既存道路の舗装等を行うものであり、用地取得及び住民移転を伴わない。
 (g) その他・モニタリング

本件ではサブ・プロジェクトが小規模であるため、大気質、水質、騒音等の影響は最小限であると想定されるが、必要に応じ、実施機関及び各州政府が工事中の大気質、水質、騒音等につきモニタリングする。

貧困削減促進

本事業対象地における貧困層の割合は、全国の貧困層の割合を上回っており、小規模道路インフラを整備することにより、貧困層の公共サービスへのアクセス向上を図る。

社会開発促進（ジェンダーの視点等）

一部サブ・プロジェクトについては、住民のニーズ、プライオリティーに基づき選定されている。

(7) その他特記事項

サブ・プロジェクトは、州・県・郡・村等においてコンサルテーションを行い、地方のニーズ、優先度に基づき、選定されている。州政府のキャパシティー強化のため、コンサルティング・サービスにて技術支援を行う。

5 . 成果の目標

評価指標（運用・効果指標）

| 指標名 | 基準値 (2006年) | 目標値 (2009年〔事業完成時〕) |
|--------------------|----------------|-----------------------|
| 事業裨益人口(地方道路)(千世帯) | N.A. | 103 |
| 国際ラフネス指数(国道)(mm/m) | 4.0-8.0 | 2.0-4.0 |

* 国際ラフネス指標 (International Roughness Index): 走行快適性能を表す指数

6 . 外部要因リスク

北部州、東部州における民族紛争の激化等

7 . 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の地方分散型事業に対する事後評価結果より、個々のサブ・プロジェクトの対象地域や事業実施体制を明確化し、きめ細やかな案件監理に留意する必要があるとの教訓を得ている。これを踏まえ、対象地域の明確化の観点から、スリランカの貧困指標等を基に県・郡レベルの選定を行うとともに、州政府、中央政府における役割及び実施体制を明確にし、また、案件監理を細やかにを行うため、州政府毎に事業実施ユニットを形成し、実施体制を強化する予定。

8 . 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 - 裨益人口(千世帯)
 - 国際ラフネス指標(mm/m)
- (2) 今後の評価のタイミング: 事業完成後